

共済制度規程

平成 17 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 3 月 27 日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「この法人」という。）の正会員（以下「会員」という。）に対して定款第4条第13号に定める事業を実施するため、共済制度の基本事項及び運営基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程で定める用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「共済制度」とは、会員（廃業した会員を含む場合がある。以下総称して「会員」という。）又はこの法人の役員（この法人の理事又は監事の職にあるものをいう。以下「役員」という）がこの規程に定める不測の事態に遭遇した場合に、この法人が当該会員又は役員に特定の経済的支援を行うことを目的とした会員援助の仕組をいう。
- 二 「共済金」とは、この規程に則り、この法人又はこの法人が契約する保険事業者が会員又はこの法人の役員に支払う金員ないし経済的補填の総称をいう。
- 三 「会費減免」とは、会員及び会費等に関する規程第13条に基づき行われる個々の会員に対する会費の減額又は免除処分をいう。
- 四 「会務」とは、この法人の要請に基づき会員が実施するこの法人の業務又はこの法人が主催する行事に参加することをいう。
- 五 「事故」とは、臨床検査技師等に関する法律（以下「臨床検査技師法」という。）に定められている業務の遂行に伴い自己又は他人に人的又は物的損害を及ぼす事象をいう。
- 六 「共済制度委員会」とは、この法人の共済制度に従い、共済金の支給手続を迅速かつ適切に行うことを目的に設置する委員会のことをいう。共済制度委員会の詳細は第8条に定めるものとする。

(共済事業)

第3条 この法人は、第1条の目的を達成し、会員に不測の事態が生じた場合に経済的補償をすることで会員にこの法人の会員の地位を保全し、臨床検査業務に専心できる状態を維持するため、以下の事業を行うものとする。

- 一 共済制度の運営に関する事業。
 - 二 その他、目的達成のために必要な事業。
- 2 この法人は、前項の事業を推進するに当たり、保険事業者の保険商品を利用することができるものとする。
- 3 この規程に基づく共済の支給対象は以下の各号を指す。

- 一 会員及び会費等に関する規程第13条第1項により会費減免が認められた場合。
 - 二 会員が臨床検査技師等の業務の履行に起因して、過失（故意又は重過失の場合は対象外とする。
また、故意又は重過失以外で本号の対象外となる事由は別途定める共済制度規程細則（以下「共済規程細則」という。）に定めるものとする。）により第三者の生命、身体、人格、財産等を侵害し、損害賠償を行った場合。
 - 三 会員又は役員が会務に参加中、急激かつ偶然な外来の事象により当該事象の日より別途定める共済規程細則に定める期間内に通院し、入院若しくは手術し、後遺障害を負い、又は死亡した場合。
 - 四 会員が臨床検査技師等の業務の履行中又は会務の遂行中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症に罹患し、通院、入院、死亡又は後遺障害を被った場合。ただし、共済規程細則に定める対象外事由に該当する場合は、この限りではない。
 - 五 この法人に細則にて定める期間以上在籍した会員が廃業を理由に退会した場合、退会した日の翌日より共済規程細則に定める期間が経過する日までに、この法人に在籍中に発生した事故に起因して、第三者から第1号に該当する事由で訴訟提起される等した結果、損害賠償を行ったとき。
 - 六 この法人が主催する学会又は研修会等について参加費を納入後、共済規程細則に定める事由により当該学会又は研修会等に参加できなくなった場合
 - 七 その他、理事会が第1項の目的に適すると判断した事項。
- 4 前項の規定にかかわらず、会員が自らの故意又は重過失に起因して生じさせた経済的損失についてはこれを共済の対象としない。
 - 5 第3項第2号ないし第5号の規定にかかわらず、地震、台風、水害等の天災地変、戦争、内乱、騒乱等により被った損害はこれを共済の支給対象としない。
 - 6 前2項のほか、この法人の理事会決議により共済の対象としない事項を追加することができる。この場合、この法人は、速やかに決議された日時、共済の対象から除外する事項、適用開始日等につき会員に告知するものとする。

（支給上限額）

第4条 共済金の支給金額の上限は、以下のとおりとする。その他の詳細は共済規程細則に定めるものとする。

- 一 第3条第3項第2号の場合
 - 1 案件当たり金1億円
- 二 第3条第3項第3号の場合
 - 1 案件当たり金120万円
- 三 第3条第3項第4号の場合
 - 1 案件当たり金100万円
- 四 第3条第3項第5号の場合
 - 1 案件当たり金1億円
- 五 第3条第3項第6号の場合
 - 支払済み受講料相当額

(受給資格)

第5条 この法人の共済制度は、この法人の会員を対象とする。ただし、この規程に別途定めのある場合を除く。

- 2 会員が以下の各事由に該当する場合、受給資格を喪失するものとする。ただし、この規程又は第3条第2項にいう保険商品の保険約款に別途定めのある場合はこの限りではない。
- 一 会員がこの法人を退会した場合。
 - 二 除名された場合。
 - 三 死亡した場合。

(受給申請)

第6条 会員が第3条第3項第1号の受給申請を行う場合、会員及び会費等に関する規程第13条第2項に則り会長宛の会費減免申請書を事務局に提出するものとする。

- 2 会員が第3条第3項第2号から第6号に関する受給申請手続については共済規程細則に定めるものとする。

(支給審査)

第7条 事務局は、前条第1項の申請書を速やかに共済制度委員会に回付する。共済制度委員会は、申請内容を審査のうえ、審査結果を理事会に付議し、共済金の支給について承認又は不承認の判断を得るものとする。理事会にて当該申請が不承認となった場合、共済制度委員会は、理事会の結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前条の支給審査に不服のある会員は、この法人又は保険事業者に対して不服申立てを行うものとする。
- 3 不服申立ての方法その他支給審査に関する手続の詳細は、共済規程細則に定めるものとする。

(委員会の編成と任務)

第8条

この法人は、共済金の支給手続を迅速かつ適切に行うため共済制度委員会を設置するものとする。

- 2 共済制度委員会の委員には外部の専門家を含めることができる。
- 3 委員会はこの規程に基づき、会員から受給申請があった場合の申請内容の調査及び審査に関する業務を行うものとする。ただし、保険事業者が運営している支給対象項目に関しては、当該保険事業者がこれを行うものとする。
- 4 委員会は、年1回以上開催するものとする。
- 5 委員会に関し、本条に定めのない事項は、組織運営規程第8章の定めによる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、規程等管理規程の手続に則り理事会の決議を経て行う。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

- 1 この規程の改廃は、組織運営規程細則に定める規程管理の手続により理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 「日本臨床衛生検査技師会共済制度規程（平成 15 年 6 月 1 日一部改正）」は、この規程の施行をもって廃止する。

付 則（令和 3 年 3 月 27 日施行）

- 1 この規程は令和 3 年 3 月 27 日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、以下の細則を廃止する。
 - ① 共済見舞金支給に関する細則
 - ② 災害共済金の支給及び会費減免に関する細則
 - ③ 臨床検査技師賠償責任保険細則
- 3 平成 17 年 4 月 1 日の付則は、これを廃止する。

令和 年 月 日

会費減免申請書

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会長 殿

私は、会員及び会費等に関する規程第 13 条第 2 項に基づき、令和 年度会費の減免を申請します。

フリガナ			会員番号
氏 名	(印)		
勤務先施設名			
同 所在地	〒 TEL		
現 住 所	〒		
申 請 理 由			
災害に被災した場合 における被災住所			

別途、自治体が発行する罹災証明書を添付します。

本紙によりお預かりした会員情報は、被災内容確認のために利用し、それ以外の目的では利用いたしません。